

# 地域のつながり！ 減量のたのしさ!! =きしわだ= 推進員だより

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

令和6年(2024年)  
**第60号**  
(3月発行)  
編集と発行  
岸和田市廃棄物対策課  
電話072(423)9465

## リサイクル施設視察研修会を開催しました

令和6年2月1日(木)、廃棄物減量等推進員の希望者を集い、大阪市住之江区南港北にある「おおさかATCグリーンエコプラザ」へ視察・見学に行き、推進員9名の方が参加していただきました。

「おおさかATCグリーンエコプラザ」とは、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の最新情報を広く一般に紹介することを目的とした日本で最初の常設展示場です。

延べ床面積は4,500㎡と広大で、日本環境協会「エコマーク」商品の紹介や循環型社会の仕組み、植物工場などの展示を通して、環境問題全般について学ぶことができます。



EXPO2025の工事の様子(海を挟んで奥)

当日は天候には恵まれませんでした。広大な室内展示場にある各企業、団体のブースを専任のスタッフにより、環境問題や環境における先進優良企業の取り組み、関連製品を質問を交えながら紹介をして頂きました。なかなか普段の生活の中で知ることが出来ないアイデアや工夫が盛り込まれた製品や仕組みが多数展示されていました。

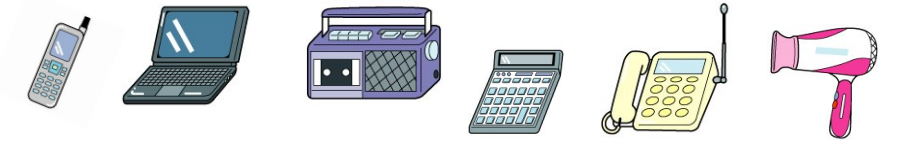


今回参加されなかった推進員さんも興味があれば、ぜひ足をお運びください。(サイトへのQRコード) ↑

## 小型家電の回収にご協力をお願いします。

家庭で不要になった携帯電話・カメラ・ノートパソコンなどの拠点回収をおこなっています。(無料)  
回収ボックス「31cm×15cm」の投入口に入る大きさまでの電気・電池で動く小型家電を回収しています。

### ◎出し方(拠点回収)



下記の各施設に設置している回収ボックスへ投入してください。

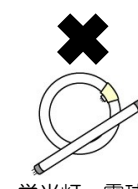
施設名	設置場所	住所
岸和田市役所	新館1階出入口	岸城町7-1
春木市民センター	1階ロビー	春木若松町21-1
イオンスタイル東岸和田	1階出入口リサイクルコーナー	土生町2丁目32-39
DCM岸和田東店	1階店舗内	下松町1丁目3-5
八木市民センター	1階ロビー	池尻町339-2
山直市民センター	1階ロビー	三田町715-1
岸和田市環境事務所	出入口	土生町2丁目4-30

※各施設とも開館時間・営業時間内となります。

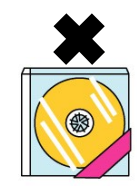
- 電池やバッテリーを簡単に外せる場合は取り外して入れてください。(電池等は附属の回収箱へ)電池等が内蔵され取り外すことができない場合はそのまま入れてください。
- 電池やバッテリーのみの処分につきましては、市のホームページをご確認ください。
- 一度入れた家電製品の取り出しや返却はできません。
- 個人情報が含まれる場合は、消去してから入れてください。
- 袋や箱から出して回収ボックスに入れてください。(袋や箱はお持ち帰りください)

### ◎出せないもの

- 投入口に入らない小型家電、テレビなど家電リサイクル対象の品目、電球や蛍光灯、CDやDVDなどのディスク類、事業活動に伴うもの(家庭以外から出されたもの)



蛍光灯・電球



CD・DVDの盤



家電リサイクル対象品目



(QRコード)



市内の各施設に回収ボックスを設置しています。お越しの際にご持参いただき、投入ください。



## 3 R についてのお話し

ごみ減量の合言葉、3R（スリーアール）について少しお話ししたいと思います。

## Reduce（リデュース 減量）

まずは、捨てるごみの量を減らすという意味のReduce（リデュース 減量）です。

例えば、食材をつい買い過ぎ、消費期限切れで捨ててしまったなど、皆さんも経験あると思います。「食べられる部分まで過剰に除去」、「消費期限や賞味期限を超えたことによる廃棄」、「食べ残しによる廃棄」など、家庭から年間約300万トンの食品ロスが出ています。「残り物で調理する」「食べ残ししない」など、心がけしていただきたいです。買い物する前に、必要なものだけを購入するようにし、自宅にごみとなるものを持ち込まないようにすると随分とごみの発生は抑えられるものです。

また、レジ袋の有料化に伴い、「レジ袋を使わない」「マイバッグを活用する」「必要のない過剰な包装はお断りする」などで、チョットした日常生活の工夫と見直しにより、ごみとなるものを減らしていただきたいと思います。

## Reuse（リユース 再使用）

次に、Reuse（リユース 再使用）についてですが、洗ったり、修理したりして使えるものは、何回でも使いましょうと言うことです。

例をあげますと、シャンプーや洗剤、調味料などで、本体をお持ちの場合には、詰め替え用を購入したり、何度も使えるリターナブルビンを使用したり、また簡単な修理で直せる物などは、自分で修理することにより、さらに愛着がわいて長く使用することができます。このようにすぐに捨てるのではなく、繰り返し使用することが大切です。

## Recycle（リサイクル 再資源化）

つづいて、Recycle（リサイクル 再資源化）元の資源に戻してまた使いましょうと、言うことです。

例えばアルミ缶は再びアルミ缶へ、ペットボトルは繊維に再生し、毛布や衣料に生まれ変わり、容器包装プラスチックは、製品の素材としてペレット化されたり、焼却エネルギーとして再利用しています。このように資源としてリサイクルするには、まず入口である分別が大切です。しかし、不純物が混ざると、原料としての質が低下し、リサイクルすることができない場合もありますので、ここが注意すべきポイントです。

## 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度を活用ください

岸和田市では、一般家庭から排出される生ごみの再利用をうながし、また排出量を抑えるために、家庭用生ごみ処理機器購入経費の一部を補助しています。（必要書類を用意し、購入から90日以内に申請してください。）

種別	補助額	台数
電動式生ごみ処理機	購入の半額で、上限20,000円 (1,000円未満切り捨て)	1世帯に1台まで
生ごみ処理機 (コンポスト、EMバケツ等)	購入の半額で、上限3,000円 (100円未満切り捨て)	1世帯に1台まで (EMバケツに限り1世帯2台まで補助できます)

※ 前回の補助金の交付から5年経過していないと、次回の申請はできません。

※ 予算には限りがあります、予算を超える場合には申請を受けられませんのでご注意ください。

詳細は、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

申請窓口 減量推進担当 電話423-9465

(QRコード)



## 令和4年・5年度 廃棄物減量等推進員の交代

令和4年・5年度の「岸和田市廃棄物減量等推進員」の皆様につきましては、この令和6年5月末を持ちまして任期満了により解嘱となります。

今回で廃棄物減量等推進員を解嘱される皆様方、委嘱期間も残りわずかとなりましたが、2カ月に一度の埋立ごみの立会い、分別排出のご指導、地区別研修会へのご参加など、日頃何かとお忙しい中「ごみの減量化・リサイクル活動を推進する地域のリーダー」として、市と地域とのパイプ役を担っていただき、誠にありがとうございました。特に初年度の令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの影響下により、行動が制限されていた中での活動は、大変なご苦労があったかと思われまます。本当にお疲れ様でした。

解嘱されてからも任期中の活動で得た知識と経験を生かし、日常の生活、町内会の活動におきまして、ごみの減量化・リサイクル活動、啓発に、ご協力していただけますようお願い申し上げます。また引き続き委嘱される推進員の皆様よろしくお願いたします。

今年度の推進員での活動を報告していただく「令和5年度 活動報告書」を同封していますので、返信用封筒にてご回答のほどよろしくお願いいたします。

